

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

技能労務職員等の給与は、地方公営企業法が適用され、生計費、同一又は類似の職種等の民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ (平成19年4月1日現在)

区分	公務員				民間			A / B
	職員数	平均年齢(歳)	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	人 3	歳 43.7	円 294,300	円 309,233		歳	円	
給食調理員	3	43.7	294,300	309,233	調理師	41	281,400	1.10
学校	2							
保育園	1							
清掃職員	0				廃棄物処理業従業員	43	299,800	
用務員	0				用務員	54	227,200	
運転手	0				自家用乗用自動車運転手	51	315,000	

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)  
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
個人が特定される項目については公表していません。(2人以下の項目)

#### (2) 年齢別職員数 (平成19年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 3
給食調理員	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
学校	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
保育園	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (3) その他給与に関する事項

- ア 給料表 行政職給料表(一)適用
- イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当 無
- ウ 昇給基準 毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳以上は2号俸)を標準として昇給する。
- エ その他 平成17年度～平成19年度までの間、「職員の給与の特例に関する条例」により給料の減額を実施(一般行政職と同)

### 2 基本的な考え方

技能労務職については、平成1年度に職員採用実施後、現在まで新規の採用は行っていない。その間、民間委託(ハートフルケアたてしな)、退職者不補充、臨時的任用を行い現在は学校給食及び保育所給食調理員合計3名に至っている。基本的には、退職者不補充とし必要な業務については、臨時的任用で対応を検討していく。

### 3 具体的な取組内容

全職種を対象とした人事評価制度導入に伴う試行を19年度において実施し、職員の能力及び実績に基づく人事管理を行うとともに職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することとする。  
国、県、近隣町村等の動向を注視し、また民間との比較を行いながら、より良い業務体制及び人員配置等を継続的に検討する。